

# 平成28年度 男女共同参画職場づくり事業Q & A

男女共同参画課

## ◎調査全般について

**Q 1** 提出する書類は何ですか。

**A 1** 次のとおりです。

①男女共同参画職場づくり調査票（様式第1号）

②男女共同参画職場づくり取組報告書（様式第2号）

③重点対象項目の確認関係書類

⇒「重点（加点）対象項目の確認関係書類の提出について」を御覧下さい。

④その他報告書の内容を補完する書類

**Q 2** 提出期限はありますか。

**A 2** 入札参加資格審査の面談審査日までに、原則、県男女共同参画課へ提出してください。（業種ごとに異なります。）なお、建設業法に規定する業種については、平成29年1月31日が提出期限となります。

**Q 3** 確認書に有効期限はありますか。

**A 3** 確認書の効力は、当該入札参加資格審査の効力が及ぶ期間です。

平成28年度に確認を受けた事業所等で、建設業法に規定する業種については、平成29・30年度適用建設工事入札参加資格審査に反映されます。

**Q 4** 基準日が分かりません。

**A 4** 調査票への記入時点（基準日）は、調査票等提出日（建設工事においては面談審査日）直前の8月1日としています。県内建設業については決算期に応じて次のとおりとなります。

・個人事業者及び法人で決算期が平成27年10月から12月までの方

⇒平成27年8月1日

・法人で決算期が平成28年1月から3月の方

⇒平成27年8月1日

・法人で決算期が平成28年4月から9月の方

⇒平成28年8月1日

**Q 5** 男女共同参画課に直接提出してもいいですか。

**A 5** 原則、県男女共同参画課へ、直接、提出願います。

**Q 6** 県外の事業者ですが、秋田の営業所の状況を記入すればよいのですか、それとも会社全体の状況を記入するのですか。

**A 6** 秋田県内の事業所の有無に関わらず、本社・支店等の全事業所の状況についてお答えください。

**Q 7** 建設工事と物品供給等の両方について入札参加資格登録をしています。この場合2部提出しなければなりませんか。

**A 7** 「男女共同参画職場づくり取組報告書」（様式第2号）の「業種」の欄で、

建設工事と物品供給等にチェックを入れて頂ければ、1部の提出で結構です。

◎調査票の内容について

**女性の登用について**

**Q 8** 女性の役職者（係長相当職以上）の数が、前年度（平成27年8月1日）はなし（ゼロ）で、今年度（平成28年8月1日）は1人であった場合、加点対象となりますか。

**A 8** その場合でも、女性の登用に取り組んでいるものと認められることから対象とします。

**仕事と家庭の両立支援について**

**Q 9** 確認書類のひとつとして、「就業規則」が指定されていますが、労働基準監督署の受付印の日付は、調査基準日（直前の8月1日）以前でなければなりませんか。

**A 9** 面談審査日以前であれば対象としますが、詳しくは、男女共同参画課へご相談願います。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（一般事業主行動計画策定届）についても同様に扱います。

**Q 10** 育児休業について、父母の一方が取得する場合（満1歳）、父母がともに取得する場合（満1歳2か月）のいずれも育児・介護休業法を上回る必要がありますか。

**A 10** いずれか一方が育児・介護休業法の規定を上回れば対象となります。

**Q 11** 看護休暇について、子が1人の場合（5日）、子が2人以上の場合（10日）のいずれも育児・介護休業法を上回る必要がありますか。

**A 11** いずれか一方が育児・介護休業法の規定を上回れば対象となります。ただし、その場合、他方が法の基準を下回っていないことが条件となります。

※子の数を指定しない就業規則において、10日を限度とする看護休暇は対象となります。9日を限度とする看護休暇では、子が2人以上の場合で法の基準を下回りますので対象となりません。

なお、介護休暇についても同様に扱います。